

北 総 救 命 会 規 則

(会費)

第1条 本会に入会しようとするものは、入会金と会費を納めなければならない。

2 入会金

- ① 一般会員 2,000 円
- ② 学生会員 無料

3 会費

- ① 会員 3,000 円(年額)

(委員会)

第2条 本会に委員会を置く。委員会の名称は、次のとおりである。

①現場力向上 (Field Force Improvement) 委員会

②ITLS 委員会

③JPTEC 委員会

④メディカルラリー委員会

⑤MCLS 委員会

⑥PCEC(意識障害病院前救護標準化)委員会

⑦フォーラム委員会

⑧ICLS 委員会

- 2 委員会に顧問を置いた場合は、会長から顧問の委嘱状を発行するものとする。
- 3 顧問と委員会委員長の名簿は別に定める。
- 4 委員会名簿は、各委員会が管理するものとする。

(運営費用)

第3条 委員会は、会を運営するために受講者から費用負担を求めることができる。

- 2 フォーラムに参加する北総救命会会員以外は、各フォーラム参加につき参加費 1,000 円を徴収するものとする。

(書式様式)

第4条 書式の様式は、次のとおりとする。

- ①様式1 入会申込書
- ②様式2 退会届出書
- ③様式3 顧問委嘱状
- ④様式4 名簿

(改正) この規則の改正は、幹事会の決定による。

(付則)

本規則は平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

平成 25 年 8 月 1 日 (一部改正)

平成 29 年 6 月 6 日 (一部改正)

平成 30 年 5 月 29 日 (一部改正)